

# 利益相反管理方針

セントラル東短証券株式会社

セントラル東短証券株式会社（以下、当社といいます。）は、金融商品取引法第36条第1項の定めに従い、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するため、以下のとおり「利益相反管理方針」を定めます。

## 1. 利益相反のおそれのある取引の類型

- ① 当社または当社の取引先の利益を図るために、お客様の利益が不当に害される可能性がある場合
- ② お客様の取引に係る情報または非公開情報の利用等を通じ、当社または当社の取引先が利益を得るような取引

## 2. 主な取引例および当該取引の特定のプロセス

### 主な取引例

#### 取引類型①に該当するもの

- ・自己勘定取引（当社が行う仲介業務に係る取引を除く。以下同じ。）において保有する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合

#### 取引類型②に該当するもの

- ・有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
- ・お客様から売買注文を受けた有価証券について自己勘定取引等を通じ、何らかの関与をしている場合

#### 上記以外の取引例

- ・当社の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

### 特定プロセス

当社は、営業部門において行う取引について利益相反の可能性があると認められる場合は、これを営業から独立した利益相反管理部署に報告します。利益相反管理部署では、当該報告について精査し、利益相反のおそれのある取引として特定した場合には、下記3に従って管理します。

### 3. 利益相反管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を管理するための社内規程を策定するとともに、特定された利益相反のおそれのある取引については、それぞれの特性や程度等に応じ、以下の管理方法を選択し、または組み合わせることにより、社内規程に従って適切に管理します。

- ・取引の中止
- ・取引の条件または方法の変更
- ・取扱い部署の分離
- ・お客様への適切な開示や同意の取得
- ・その他の方法

### 4. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するものとして利益相反管理統括者を置くとともに、営業部門から独立した利益相反管理部署を置き、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を行います。

当社は、新商品等の取扱いを検討する際には、お客様との利益相反の有無や程度などを確認します。また、適宜利益相反管理の方法や利益相反管理体制の検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。

### 5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社の親会社等または子会社等はありません。利益相反管理の対象は当社のみです。

以上